

1. レッドデータブック改訂について

(1) 香川県レッドデータブック作成の背景

近年、開発等の進展、外来種による生態系のかく乱、人口減少・少子高齢化等の進行に伴う里海・里山の荒廃、さらには地球温暖化による気候変動などにより、野生生物を取り巻く環境は大きく変化している。

このような中、かつては我々の身近に存在していた野生生物の中には、生育・生息地や数が減少し、絶滅のおそれが生じている種もあり、生態系への影響が懸念されている。

昭和41年(1966年)には、国際自然保護連合(IUCN)が、野生生物の保護を目指し、世界的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定(レッドリスト)し、レッドデータブックとして初めて発行した。これは、ワシントン条約等の国際条約や、各国の保護政策の基礎資料として広く活用された。

我が国では、平成元年(1989年)度に公益財団法人日本自然保護協会及び公益財団法人世界自然保護基金ジャパンが維管束植物を対象とした「我が国における保護上重要な植物種の現状」を発行した。また、平成3年(1991年)度に当時の環境庁が、動物を対象としたレッドデータブックである「日本の絶滅のおそれのある野生生物(脊椎動物編)」及び「同(無脊椎動物編)」を発行した。

その後、平成7年(1995年)度には国際自然保護連合(IUCN)で採択された新しいカテゴリーの考え方を踏まえ、動物についてはレッドリストの見直し、植物については新たに選定に着手し、その作業をもとに、平成9～12年(1997～2000年)度にかけて、生物群ごとにレッドリストを公表した。さらに、その内容に基づいたレッドデータブックを、平成12～18年(2000～2006年)度に順次発行した。その後もレッドリストの見直し作業は、平成14年(2002年)度から2回目が、平成20年(2008年)度から3回目が行われ、平成26年(2014年)度には最新のレッドデータブックが発行されている。

これらのレッドデータブックは、全国的な視野でまとめられていることから、都道府県単位の実状とは必ずしも一致しない。そのため、県レベルで種の保護を図っていくためには、地域に密着したレッドデータブックが必要とされたため、各都道府県単位でのレッドデータブックの作成が進められた。

本県においても、県内に生息又は生育する希少野生生物の状況を明らかにするために平成11～15年(1999～2003年)度にかけて調査を実施し、平成16年(2004年)3月に「香川県レッドデータブック」を発行し、各種保護対策を進めてきた。

(2) 希少野生生物保護対策の実施

本県では、平成16年(2004年)3月に発行した「香川県レッドデータブック」の調査結果を基に、平成17年(2005年)度に「香川県希少野生生物の保護に関する条例」(以下、「香川県条例」と略す。)を制定し、その中で県内に生息・生育する希少野生生物の「捕獲・採取等の制限」、「生息又は生育地の保全に関する規制」等を規定し、野生生物の保護施策を総合的かつ計画的に推進している。

1) 「指定希少野生生物」の指定

本条例では、希少野生生物のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを「指定希少野生生物」として指定し、個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷を禁止している。これまで、平成 18 年（2006 年）5 月に、オニバス、ミセバヤ、ショウドシマレンギョウ、アサザ、ウンラン、カンカケイニラ、ニッポンバラタナゴ、ヤハタマイマイの 8 種を指定し、その後、平成 22 年（2010 年）6 月にシコクカッコソウ、トサコバイモ、カワバタモロコ、オヤニラミ、シオマネキ、イソムラマイマイの 6 種を指定した。さらに平成 23 年（2011 年）4 月に、カジカ（大卵型）、コバネアオイトトンボの 2 種を指定しており、現在、県では、動物で 8 種、植物で 8 種の合計 16 種を指定している。（別表 1）

2) 「指定希少野生生物保護区」の指定

本条例に基づき指定希少野生生物の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域について、指定希少野生生物の分布状況及び生態、生息又は生育の状況を考慮して、その指定希少野生生物の保護のため重要と認められる区域を「指定希少野生生物保護区」として指定し、開発や形質変更等の行為を制限することにより、指定希少野生生物の保護を図っている。

県では平成 19 年（2007 年）5 月に「アサザ生育地久米池保護区」と「オニバス生育地前池保護区」の 2 地区を指定している。（別表 2）

3) 「保護事業計画」の策定

県では、保護事業の目標、保護事業が実施されるべき区域及び保護事業の内容その他保護事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めた「保護事業計画」を策定し、本計画に基づいた保護事業を実施することにより、指定希少野生生物の効果的な保護対策を実施している。

現在、県では平成 20 年（2008 年）3 月にカンカケイニラ保護事業計画を、平成 21 年（2009 年）3 月にはニッポンバラタナゴ保護事業計画を策定するとともに、民間団体が策定した、ニッポンバラタナゴの保護・繁殖を目的とした保護事業計画を平成 21 年（2009 年）10 月に認定している。（別表 3）

(3) レッドデータブック改訂版の目的

野生生物をめぐる状況は開発の進展や外来種の侵入などにより変化していることから、定期的に最新の状況を調査し、レッドデータブックの内容を改訂する必要がある。

本書は、「香川県レッドデータブック」を平成 16 年（2004 年）3 月に発行して以降、新たな外来種の侵入や温暖化などにより、絶滅が危惧される野生生物の増加等が懸念されたため、平成 27 年（2015 年）度から継続した調査を実施し、その結果を取りまとめるとともに、新たな知見を加えるほか、個々の種の特徴や選定の根拠なども盛り込み、誰にでもわかりやすく取りまとめ改訂したものである。

本書を通じて、県民や事業者の皆様に対し、絶滅のおそれのある動植物について改めて広く普及啓発を図り、自然保護への理解を深めていただくとともに、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生生物の選定、公共工事等における野生生物への配慮計画、野生生物の適切な保全と種の多様性の維持を目的とした各種事業等の基礎資料として活用されることを目的としたものである。

【参 考】

別表 1. 指定希少野生生物

分 類	種 名
植 物 (8種)	オニバス、ミセバヤ、ショウドシマレンギョウ、アサザ、ウンラン、カンカケイニラ、シコクカッコソウ、トサコバイモ
動 物 (8種)	ニッポンバラタナゴ、ヤハタマイマイ、カワバタモロコ、オヤニラミ、シオマネキ、イソムラマイマイ、カジカ大卵型、コバネアオイトトンボ

別表 2. 指定希少野生生物保護区

保護区名	指定区域
アサザ生育地久米池保護区	高松市新田町字久米地内の久米池
オニバス生育地前池保護区	善通寺市稲木町字池ノ前地内の前池

別表 3. 県保護事業計画の内容

対象種	保護事業計画の内容
カンカケイニラ	<ul style="list-style-type: none"> ・生育状況等の把握・モニタリング ・生育地における生育環境の保全、管理 ・生息地における人為的影響の軽減 ・人工増殖及び移植の実施 ・普及啓発の推進 ・事業推進への連携体制
ニッポンバラタナゴ	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査の実施 ・個体群の遺伝子特性の保護と確認 ・生息地における生息環境の維持及び改善 ・その他事業を効果的に推移するための方策